平成２２年（フ）第２０号
北海道樺戸郡浦臼町字キナウスナイ190番地の40
破産者　舩越　　肇
1　決定年月日　平成22年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第３０号
北海道滝川市空知町３丁目11番６―435号
破産者　小笠原喜代美
1　決定年月日　平成22年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第４９号
福島県いわき市常磐下湯長谷町２丁目29番地さくらマンション202
破産者　堀江　広幸
1　決定年月日　平成22年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第７９２号
さいたま市浦和区皇山町30番35号、破産開始決定時の住所さいたま市浦和区木崎５丁目５番20号
破産者　高橋　一天
1　決定年月日　平成22年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第８５８号
埼玉県川口市芝高木１丁目８番５号　ハイツリー芝101号、破産手続開始決定時の住所埼玉県川口市芝４丁目５番28号
破産者　石原みち子
1　決定年月日　平成22年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１５４８号
埼玉県川口市戸塚東１丁目８番５号　新井マンション202、破産開始決定時の住所埼玉県川口市戸塚１丁目25番１―402号　藤和シティコープ東川口
破産者　新妻　　清
1　決定年月日　平成22年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３９１号
埼玉県加須市上種足365番地26
破産者　土屋　龍二
1　決定年月日　平成22年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４６４号
埼玉県鳩ヶ谷市本町１丁目９番13号
破産者　大木　健一
1　決定年月日　平成22年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第８７９号
横浜市西区藤棚町２丁目179番地
破産者　小林　健一
1　決定年月日　平成22年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８８１号
横浜市保土ケ谷区上菅田町589番地２　大吉スカイハイツ201号
破産者　石川　智一
1　決定年月日　平成22年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９１４号
神奈川県海老名市本郷3452番地
破産者　岩崎　津二
1　決定年月日　平成22年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９１５号
神奈川県海老名市本郷3452番地
破産者　岩崎　義一
1　決定年月日　平成22年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９１８号
横浜市緑区西八朔町４番地32
破産者　松岡　一郎
1　決定年月日　平成22年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５０１号
相模原市南区磯部1775番地１
破産者　木村　　実
1　決定年月日　平成22年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２５号
山梨県甲斐市岩森1448番地８
破産者　櫻井　竜也
1　決定年月日　平成22年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３４号
三重県名張市百合が丘東７番町70番地
破産者　岩田　和子
1　決定年月日　平成22年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第７０５９号
大阪府池田市井口堂１丁目３番10号
破産者　冨永　和幸
1　決定年月日　平成22年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８２１９号
大阪府門真市野里町31番10号、開始決定時大阪府門真市宮野町19番18号
破産者　野村ガラス店こと　野村　雅一
1　決定年月日　平成22年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部